

訪問介護（指定訪問介護・ホームヘルプサービス）特定事業加算(Ⅱ)取得

※令和4年10月より介護保険法改正に伴い、利用料金が変更となります。

要介護1～5の認定を受けている方（1回当たりのご利用金額）

身体介護	令和3年4月1日から	生活援助	
身体1	275円※	生活2	201円※
身体2	436円※	生活3	248円※
身体3	637円※		
身体4	729円※		
身体5	822円※		
身体6	914円※		
身体7	1,007円※		
身体8	1,099円※		
身体9	1,191円～※		

(単位：円)

※この金額に、介護職員処遇改善加算額（Ⅰ）13.7%が加算されます。

特定処遇改善加算 6.3%が加算されます。

介護職員等ベースアップ等支援加算2.4%が加算されます。

要支援1～2の認定を受けている方（1か月当たり）

コード	令和3年4月1日から
介護予防訪問介護Ⅰ (週1回程度の訪問)	1,176円
介護予防訪問介護Ⅱ (週2回程度の訪問)	2,349円
介護予防訪問介護Ⅲ (週3回程度の訪問)	3,727円

※この金額に、介護職員処遇改善加算額（Ⅰ）8.6%が加算されます。

(注)

「サービスに要する時間」は、そのサービスを実際に行うために国で定めた標準的な所要時間です。上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間により計算されます。当施設は、特定の人員・運営の要件を満たした特定事業者加算（Ⅱ）施設のサービス料金になります。当施設は、介護職員処遇改善の用件を満たした介護職員処遇改善（Ⅰ）加算のサービス料金になります。2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合（体重が重い方の入浴介護等の重介護や暴力行為があるため1人ではサービス提供が困難）は、通常の2倍の料金になります。平常の時間帯（午前8時から午後6時）以外の時間帯でサービスを行う場合は、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度内であれば、介護保険給付対象となります。新規利用月にサービス提供責任者がサービスを提供、又はサービスに同行した場合は、月額200円が加算されます。

利用者等の要請により、担当の介護支援専門員と連携して、緊急の身体介護を行った場合は、

1回につき、100円が加算されます。

夜間	(午後6時から午後10時まで)	割増率 25%
早朝	(午前6時から午前8時まで)	割増率 25%
深夜	(午後10時から午前6時まで)	割増率 50%

[2] その他のサービスの概要及び料金

介護保険給付限度額を超えて行う訪問介護サービス	実費
実施地域を越えて行う訪問介護に要する交通費	

(注) 利用料金は、[1]×回数+[2]の実費となります。